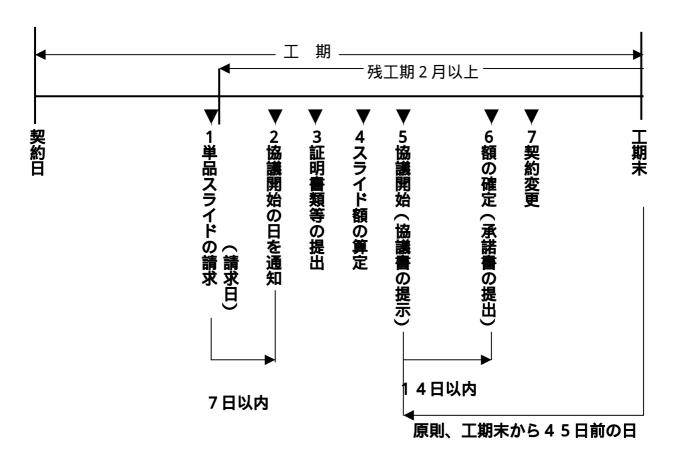
北九州市工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)の運用手順



1 単品スライドの請求

請負者は、請負代金額の変更請求額(概算額)を計算の上、工事監督課に[様式1]に[様式1-1]を添付し、単品スライド条項に基づく請負代金額の変更請求を行う。(残工期が2月以上ある場合に限る。ただし、工期の末日が平成20年9月30日以前である場合は、平成20年8月30日まで請求できる。)

請負者は、詳細に数量計算ができる場合は、[様式1-1]に代えて[様式3](必要に応じて[様式3-1]、[様式3-2])を提出することができる。

2 協議開始の日を通知(請求を受けた日から7日以内)

工事監督課は、請負者の意見を聴いたうえで協議開始の日を定め、[様式2]により請負者 に通知する。

(市が7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、 市に通知することができる。)

3 証明書類等の提出

請負者は、変更請求後、できる限り早期に(遅くとも協議開始の日までに)各対象材料の 購入価格(数量及び単価) 購入先、搬入月又は購入月等及び変更請求額を記載した書類【[様式3](必要に応じて[様式3-1]、[様式3-2])及びその内容を証明する資料(納品書又は請求書又は領収書等)】を工事監督課に提出する。

4 スライド額の算定

工事監督課は、請負者から提出された証明書類等を基に価格変動後における単価を算定し、対象数量を算出する。さらに設計担当課と調整のうえスライド額を算定する。(別添「単品スライド条項の運用基準」等参照)

スライド額の予算措置等について起工担当課(予算掌理課)と協議する。

5 スライド額の協議開始(原則として、工期末の45日前の日)

工事監督課は、算定したスライド額について協議書[様式4]を提示し、請負者と協議する。

6 スライド額の確定(協議開始の日から14日以内)

請負者は、合意したスライド額について工事監督課に承諾書[様式5]を提出する。 (協議が整わない場合(請負者が承諾書を提出しない場合)は、市が定め、請負者に通知 する。[様式6])

7 契約変更

工事監督課は設計担当課と調整のうえ設計変更し、起工担当課を経て、契約担当課に契約 変更を依頼する。

8 その他

基本的には、国土交通省の「工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(暫定版)」の考え方に準じた運用とする。